政　令

農業機械化促進法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉

政令第百三十二号

農業機械化促進法施行令の一部を改正する政令

内閣は、農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第五条の二第二項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

農業機械化促進法施行令（昭和四十年政令第二百九号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三　にんじん用の収穫機（自走式のものに限る。）

第三条第十六号及び第十七号を次のように改める。

十六　ほうれんそう用の収穫機（自走式のものに限る。）

十七　飼料作物用の収穫機（自走式のものに限る。）であつて、稲、とうもろこし及び牧草を収穫することができるもの

第三条第十八号から第二十二号までを削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　林　　芳正
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉

航空法施行令及び航空法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉

政令第百三十三号

航空法施行令及び航空法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十八条第一項及び第百三十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（航空法施行令の一部改正）

第一条　航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

七　衛星航法補助施設

（航空法関係手数料令の一部改正）

第二条　航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第五第一号中

DME（距離測定装置をいう。以下同じ。）	一万七千九百円

を

DME（距離測定装置をいう。以下同じ。）	一万七千九百円
衛星航法補助施設	三万三千七百円

に改め、同表第二号中

DME	
航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	六十六万八千円
その他の場合	十三万千四

を

DME	
航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	六十六万八千百円
その他の場合	十三万千四百円
衛星航法補助施設	七十四万七千八百円

に改め、同表第三号中

DME	
航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	六十五万 検査申請は、六十
その他の場合	十一万五 検査申請は、十一

を

DME	
航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	六十五万二千百円 検査申請の場合には、六十五万千七
その他の場合	十一万五千四百円 検査申請の場合には、十一万五千
衛星航法補助施設	十五万千五百円

に改め、同表第四号中

DME	
航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	二十八 査申請は、二 円）
その他の場合	十一万 検査申 は、十